

21世紀COEプログラム
グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成

多元的世界における寛容性についての研究

Newsletter

No.18
2006/8/28

京都大学大学院文学研究科

contents

活動状況

第19回研究会報告(2007年3月刊行予定の研究報告書掲載論文要旨発表)

《報告1》阿部 利洋「共約困難な過去認識と寛容性 真実和解委員会公聴会における 対面状況から」	2
《報告2》岩野 祐介「内村鑑三における隣人愛思想」	3
《報告3》野中 亮 「『地域の危機』としてのオウム事件」	5
《報告4》堀川 敏寛「M.ブーパーの公共性論」	6
《報告5》松浦 雄介「差異の共和国 フランスと多文化主義」	7
次回研究会のご案内	10

活動状況

第 19 回研究会

2007 年 3 月刊行予定の研究報告書掲載論文要旨発表

日時：2006 年 7 月 22 日（土）

《報告 1》

共約困難な過去認識と寛容性 真実委員会公聴会における対面状況から

阿部 利洋

【要旨】

紛争後の社会において、とりわけ直接的に加害・被害関係の当事者となった人々にとって、寛容であるという言葉がどのような現実にたいして意味を持ちうるのだろうか。その言葉は、相互理解や赦し、あるいは諦めや忘却へとつながるものなのかもしれない。それらは、寛容の概念をある（心理的な）状態で置き換える理解であるといえる。

ここでは、具体的な参照例を南アフリカ真実和解委員会の公聴会でのコミュニケーションに求め、共約困難な過去認識をもつ人々のあいだで、「寛容である」ことがどのように可能であるのか、上記の理解とは異なる角度から考えてみた。

まず、寛容性という枠組みから検討する場合、真実委員会には和解を掲げる委員会とそうではない委員会が含まれる点を確認する必要がある。というのも、上のふたつの立場のいずれであるかによって、委員会の活動後に訴追へつながるのかどうか、宗教関係者がどのような役割で関与することになるのか、あるいは公聴会が担う社会的機能等に関して、和解という理念を分岐点として方向性を異にするからである。また、南アフリカの試み（1996～2003 年）以降、ペルー、シエラレオネ、ガーナ、東ティモール、モロッコ、リベリアで行われてきた真実委員会は、和解という名称を委員会名に取り入れてきた。このことは、南アフリカ方式の活動形態が、紛争後社会における標準的な選択肢のひとつとして定着してきたことをうかがわせるものである。

報告では、主に対面状況での公開証言という相互作用に着目し、1993 年 12 月 31 日未明におきたハイデバーグ・パブ虐殺事件に関する特赦公聴会（1997 年 10 月 31 日）における質疑を参照した。証言を行ったのは、事件に直接関与した黒人武装組織のメンバー三名。ケープタウン郊外のハイデバーグのパブは、「白人たちのエリア」と目され、「抑圧者に銃弾をお返しする」作戦が遂行されたが、殺害された四名のうち白人は一名であった。

加害者らは、証言の中で事件の正当性を曲げようとしない。白人という敵対カテゴリーを主張しているが、その用語法にはカラードも含まれていることが暗黙のうちに示される。遺族にたいする謝罪を拒否する。その一方で、別の遺族が、加害者の悔悛なしに赦す、と声明し、にもかかわらず加害者への非難とも受け取れる価値判断を表明する。公聴会終了後に加害者のひとりがマ

メディアに語ったコメントには、大いに困惑している心情が表れており、神に言及しつつ被害者に向けて「力を尽くしたい」と申し出る……。

質疑を検討する中で浮かび上がるのは、特赦公聴会という場の設定、また、被害者・加害者として関係をもつ人々のあいだのやりとりであることから予想されるような「対話と相互理解」という図式からは外れたコミュニケーションが続いていることである。しかし、公聴会という場における相互作用の中で対立関係が変化する可能性、あるいはその兆候にたいして、寛容でありうる余地を確保できるのではないか。対話が成立しない中で逆説的な効果が生じる可能性を思わせるものではないか、ということである。

これについては、紛争解決研究で「対他カテゴリーの変更」とされる視点が参考になる（「争点の転換」については省略）。互いに相手をどのような存在として認識するのか、それがコミュニケーションの中で推移していく。その結果として、和解や寛容性といった概念と重なる現実が作り出されるというわけである。この場合、従来研究においては、ゴールとされる状態とそこへいたるプロセスに関して自覚的に取り組むことが前提とされており、そのために問うべき質問、向かうべき方向性が仔細に整備されてきている。

それにたいして、特赦公聴会を構成する場の条件としては「赦し、和解、謝罪」という心情的な（とみなされがちな）要素がルールとされなかった点に注目することができる。つまり「寛容であれ」というルールを設けないということであるが、ここに「共約困難な過去認識と寛容性」を考えるひとつのヒントがあるのではないかと考える。結果としては「対他カテゴリーの変更」にいたる可能性を共有しつつも、そこへのプロセスという点から、従来研究との差異化を明確にすることが次の課題である。

（あべ としひろ・大谷大学文学部専任講師）

* * *

《報告 2》

内村鑑三における隣人愛思想

岩野 祐介

【要旨】

公共性、寛容の土台としての隣人愛思想

現代の公共的な場においては、相互に多様なあり方を認め合う寛容さが必要とされている。そのような社会を実現させるために、日本社会においても歴史的に様々な取り組みがなされてきた。そこで宗教が果たした役割も決して小さいものではない。キリスト教に関していえば様々な具体的社会参加を通して公共性の構築に関わってきた歴史があり、その功績を無視することはできないであろう。その土台となったものは、隣人愛思想であると思われる。

本論では、無教会主義キリスト者内村鑑三の隣人愛に関する思想を取り上げる。内村の預言者

的とも言われる精神の根底には、やはりキリスト教信仰に基づく人間に対する愛、隣人愛があるのだと思われるのである。キリスト教における隣人愛思想を内村はどのように解釈していたのだろうか。

明治期キリスト者による社会参加と内村鑑三の社会参加論

明治期にはキリスト教を近代化の精神ととらえたキリスト者も多かったが、内村鑑三は、キリスト教と西欧近代文明とを区別して考えようとしていた。彼にとって、キリスト教的な「救済」と、社会的な救済とは、関連しつつもやはり別のものだったのである。内村は、キリスト教会による社会参加が自己目的化することに関しては疑問を感じており、またそれが本当にキリスト教的隣人愛のあらわれであるのかどうか、見極めねばならないと考えていた。内村によれば、善行は個人が救済を得たその結果として表れ出てくるものである。必ず、個人の救済が先であり、社会参加は後になるのである。

信仰と社会参加

内村は、隣人愛の実践とは神への感謝であると考えている。神はその独子を与えるほどに人間を愛したのである。そのように愛された人間は、その愛に対して応答せずにはいられないはずであり、「神の愛を受け容れて他者を愛する」ことが、この神の愛に対する応答となる、と内村は述べるのである。現世に生きる人間は、同じ現世にある者に対して愛を示すことにより神の愛に応答するしかない。全て愛他的行為は、神からの愛に対する応答であり、神から愛されることによって可能になるものなのである。

内村の聖書解釈に見る隣人愛思想

イエスが隣人愛について語った譬話の中で最も著名なものは「よきサマリヤ人の話」ではないであろうか。この譬話について内村は、隣人となること、隣人愛を働かせることは、「永生」への鍵であり、「隣人愛」とは、他者を「隣人」として扱おうとすることである、と考えている。端的に言えば、隣人・同胞を家族のように扱うのが隣人愛なのである。そしてその範囲は同胞だけでなく敵にまで拡大されるとされる。

しかし、「敵を愛する」ことは困難であり、それは神の心でなければ実行できないことである。だがそれは困難だからといって諦められるような性質のものではなく、芸術家にとっての美のような、探求すべきなのである。人間はイエスへの信仰を持つことにより、終末的な完成の約束を得ることになる。そしてその希望に励まされ、人間は時に理屈や打算では説明のつかない、自らのエゴイズムを超えた行動に出るのである。そのような人間の可変性、そして壮大な希望に感動できるだけの感受性に対しては、内村は期待を抱いていたと考えられる。

(いわの ゆうすけ・京都大学大学院文学研究科博士後期課程 / キリスト教専攻)

* * *

《報告 3》

「地域の危機」としてのオウム事件

野中 亮

【要旨】

年度末の出版に向け、問題意識の再確認と今回執筆予定の論点のラフスケッチを報告した。昨今、注目されるようになった「地域のセキュリティ」問題の日本での嚆矢としてオウム問題を位置づけ、「セキュリティ」という言葉が内包する非寛容性の問題を検討する。

1. ゲートッド・コミュニティの事例から何を読み取るのか？

ゲートッド・コミュニティとは

周りを塀などで囲い、監視カメラやレーザーセンサーの設置、人や車の出入りの確認、私設警備員による巡回等、徹底したセキュリティ体制を導入したコミュニティ。

ゲート = 社会的・心理的隔壁の具現化

マイノリティ問題や所得格差問題をはらむアメリカ社会において、ゲートは居住空間を隔壁する防衛線であると同時に、所得と人種の境界線でもある。

差別や区別がなぜ「防御」を必要とする不安や恐怖の形で現象するのか？ また、「どんな手（過激・過剰な手段）をつかってでもそれを排除する」という行動の起点はなにか。

2. 不安の原動力

「国体護持」から「家族の崩壊」へ、そして「地域の危機」へ

・ 従来の新宗教を巡る言説

戦前は「国体」を、高度成長期には「家族（主義）」を脅かすものとして批判

・ オウム問題が脅かすもの

これまでの宗教批判の論点を継承しつつ、「地域」という新たなキーワードが導入される

不安定なもの、崩壊しつつあるものへの不安の具現化

なぜオウム？

・ この不安は、常に具現化の対象をあさっている（具体的な主体はマス・メディア）

・ たいていは社会的弱者やマイノリティに投影

・ オウム = マイノリティ、攻撃性、価値観の隔絶性、「顔」の存在等、具現化の対象要件を網羅。

3. 排撃と防御

・ 攻撃の対象としての反社会性

無関心を装えない。また、オウムには「顔」があるためターゲットを囲い込んで確定できる。

オウムのような適切な素材がない場合には犯罪者やマイノリティが適宜利用される（「治安の悪化は外国人犯罪の増加のせい」）が、彼らには「顔」がないため、攻撃ではなく防御という対応策がとられる。

・ 攻撃の方法、防御の方法

素性の知れた相手であれば効果的な攻撃が可能だが、手の内を予測できない相手であればさまざまな方法で防御を試みるしかない。また、「顔」のない敵への対抗策の模索はきりがない。いきおい、その方法は過剰とならざるをえない。

4. 地域のセキュリティ問題にみる差別と排除の問題

- ・セキュリティ運動 = コミュニティの再構成運動の一種

もっとも効果的な地域再構成の方法としての「地域の敵」の想定とその排撃運動の実施

- ・近代市民社会的価値の相対化

学校や子どもの安全など、説得力のある事案に象徴される「地域の安全」は、外国人や精神障害者、新宗教信者などのマイノリティの「人権」を相対化しつつある

(のなか りょう・大阪樟蔭女子大学人間科学部人間社会学科助教授)

* * *

《報告 4》

M.ブーバーの公共性論

堀川 敏寛

【要旨】

今年度の報告書では、ブーバーが「社会」について論じた諸論文を取り扱う。その中で彼が重きを置く「中間的なもの」に、彼の公共性論の核があることが分かるであろう。

著作『我と汝』において、ブーバーは「社会的なもの」には、関わりによって築かれる「共同体」と、関わりを欠いた単位としての人間によって築かれる「集合体」があることを述べ、前者を人格的呼応的な関わりによって形成される「汝の世界」と、後者を独白的な対象化によって形成される「その世界」と呼んだ。共同体は構成員が生きた中心に向かうことで、構成員同士の相互関係も生きたものになるという特徴をもつ。そしてここに人間の「公的な生」があるとブーバーは考える。また共同体は、社会において外的な制度によって支配される集合体と内的な感情によって支配される個人の間中に位置するものである。次に著作『単独者への問い』において、ブーバーはこのような共同体を、人間の公的な生が発揮される場として「公的なもの」と言う。ここに生きる人間は、互いに全く異なっていながらも束縛することなく、結合し合っている。それは公的なものと共に生きる人間が、他との違いを前提としながらも、その他性を認めた上で、他者と共に生きるためである。よって公的な場は異なる者同士が互いに向き合う中で、共同的な関わりを形成する場であるといえる。

ブーバーは『人間の問題』では、個人主義と集団主義を、共に孤立した存在者によって構成される「その世界」のものと特徴付ける。そして社会思想は、このような二者択一ではなく、汝の世界によって構成される「間の領域」呼ぶ第三の立場によって考えようとした。この「間の領域」は、『人間の間柄の諸要素』において、「多数性」に対置される「人間の間柄」の領域であり、『共同的なものに従うこと』における「集合」や「集団」と対置される「われわれ」である。真

の「われわれ」とは人格と人格の間の、つまり我と汝の間の本質的な関わりが存続することによって知ることができる状態である。

以上のように、ブーバーの公共性論は一貫している。それは「個人（私）」と「全体（公）」を媒介する「間」の場にて起こる事態である。よって制度や感情に代表される集合体、大衆化、個人主義や集団主義、資本主義や共産主義に還元されるような社会のあり方、また人間のあり方をブーバーは最も批判する。ブーバーが望むことは、それらを脱し、我と汝が生き生きとした関わりを持つ事にある。そのためには自分自身や集団からの束縛を離れ、互いがユニークで異なる者同士であることを認め合うことが求められる。そしてそれを前提として、異なる者が同じ目標に対して向かい合う時、中心に対する生きた関わりを通して、互いの関わりも生きてくる。これが成り立つ場が、「真の共同体」であり、「公的なもの」であり、「間の領域」であり、「われわれ」である。そしてこれらが我と汝の「間」を場として生成するものである。

ブーバーは人間学と社会学は、それらが人間を基軸とする限り、「人間と共にある人間」に基づいて、そして我と汝の関わりからの考察から出発せねばならないと考える。

（ほりかわ としひろ・京都大学大学院文学研究科博士後期課程 / キリスト教学専攻）

* * *

《報告 5》

差異の共和国 フランスと多文化主義

松浦 雄介

【要旨】

近年のフランスでは、スカーフ問題、ムハンマド風刺画問題、郊外暴動等、移民をめぐるコンフリクトが頻発している。これら一連の現象は、フランスにおいて移民の社会統合が切迫した社会的課題としてあることを示している。

従来、フランスは「共和国モデル」と呼ばれる原理に従って移民の社会統合を行ってきた。このモデルは、私的領域において属性の多様性を容認する一方、公的領域においては市民的権利の普遍性を尊重することを基本としている。しかし近年、この共和国モデルは多くの批判にさらされてきた。すなわち、それは同化主義につながり、多様な文化を抑圧してきたのではないか、あるいは移民にまつわる種々のコンフリクトは、この共和国モデルがすでに失効していることの証左ではないか、と。

そこで共和国モデルをめぐって、それを再構築しようとする方向と、そのオルタナティブを探ろうとする方向とが現れることになる。現在のフランスでは前者が主流をなしているが、本報告では後者の一例として、フランスにおける多文化主義に焦点を当て、カナダやオーストラリア、アメリカで普及してきた多文化主義が、ここ数十年の間、フランスにおいてどのように受容されたのか、それは共和国モデルのオルタナティブとなりうるか、それはフランスに何をもたらすのか、といった問いについて論じた。

フランスに多文化主義が本格的に紹介されるようになったのは 90 年代以降であるが、大方の反応はもっぱら否定的なものだった。その理由は、それがアメリカから流入してきたことに起因するところが多い。それはフランスが一般に反アメリカの傾向が強いためとである以上に、フランスにおける多文化主義の受容が、アメリカでそれが引き起こしたさまざまな軋轢の紹介と同時だったためである（対照的に、カナダやオーストラリアなど、多文化主義がそれなりに定着している国の事例はあまり参照されない）。また、この多文化主義と共和国モデルとの両立が困難であるのも、大きな要因の一つであった。

多文化主義を肯定的に検討する数少ない論者の 1 人が、社会学者の M. ヴィヴィオルカである。ヴィヴィオルカはフランスの社会統合にかんする言説空間を、「同化」・「寛容」・「多文化主義」・「共同体主義」という四つの極から構成されるものとして整理し、そのなかで多文化主義を、普遍的権利と文化的多様性との両立をもっとも適切に実現しうる統合原理として高く評価している。

ただし多文化主義に好意的なヴィヴィオルカも、アメリカでの事の推移をすでに知っていることもあり、それがもつ限界も自覚している。第一に、それは全ての文化的差異を承認することができない。たとえば移民は、数の大小を問わなければ世界のさまざまな国からやってきているが、その全ての出身国の文化を等しく承認することは現実的に困難である。第二に、それは現実にはつねに変化しているはずの文化的アイデンティティを固定化する傾向があり、その結果、そのマイノリティの文化の内部にもあるはずの多様性が抑圧されてしまいかねない。

結局のところ多文化主義は、文化的差異の承認という文化的次元のみに還元されることなく、不平等の是正という社会経済的次元と接合されたときには有効だが、逆に二つの次元が切り離され、前者にのみ収斂するときには危険である、というのが、ヴィヴィオルカの考えである。

以上の検討をふまえたうえで、多文化主義が共和国モデルのオルタナティブとなりうるか、あるいは多文化主義がフランスに何をもち来らすのか、という所期の問いについての暫定的な答えとしては、多文化主義は共和国の基本前提との齟齬が大きく、そのままでは実現困難だが、共和国モデルの限界に気づかせ、同化主義的な普遍主義ではない、多様性にかかれた社会統合を模索する契機をフランス社会にもたらしたと言えるだろう。

（まつうら ゆうすけ・熊本大学文学部助教授）

次回研究会の予定 第 20 回研究会

【日時】2006 年 9 月 9 日（土）13：30 - 16：30

【場所】京都大学文学部新館 5 階社会学共同研究室

《報告》

2007 年 3 月刊行予定の研究報告書に掲載される論文に関する要旨発表

坂部晶子（島根県立大学総合政策学部助手）、野村明宏（四国学院大学社会学部助教授）

水野英莉（岐阜医療科学大学保健科学部看護学科専任講師）

今滝憲雄（大阪電気通信大学非常勤講師）

徐亦猛（関西学院大学大学院神学研究科博士課程）

*

編集後記

Newsletter18 号をお届けいたします。ご多忙の折にも関わらず、第 19 回研究会への多数のご出席、および本紙へのご寄稿をいただきまして、誠にありがとうございます。本プロジェクトでは 2006 年 11 月 18 日（土）にシンポジウムの開催、2007 年 3 月には研究報告書の刊行を控えております。今後とも引き続き本研究プロジェクトへのご協力を、どうぞ宜しくお願いいたします。

（岩野 記）

【研究会事務局】

〒606-8501 京都市左京区吉田本町
京都大学大学院文学研究科キリスト教学研究室
Tel. 075-753-2757
E-mail: tolerance-hmn@bun.kyoto-u.ac.jp
URL: <http://www.hmn.bun.kyoto-u.ac.jp/tolerance>